⑦　施設・設備管理学
⑧　インバウンド概論
2　実技
①・②　（略）
③　調理実習・食品実験
（削る）
④　外国語会話
⑤　インバウンド実習

（略）

別表第八（第三十六条の六関係）

指導力習得コースの指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、能力開発学科とする。

2　最低限必要とする科目は、次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、一年とする。

四　訓練時間

標準の総訓練時間は、百四十四時間とする。

五　設備

1　必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

本コースの修了については、特定応用課程の高度職業訓練を修了することを要件とする。

教科の科目	訓練時間（単位は時間とする。）	設備	
		種別	名称
能力開発学科 教科指導法 能力開発支援法	一四四	建物その他の工作物 機械 その他	大教室 教室 視聴覚教室 視聴覚機器 教材類

（略）

別表第八（第三十六条の六関係）

長期養成課程の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の教科は、共通学科、能力開発学科及び能力開発実技並びに専門学科及び専門実技とする。

2　訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次の各表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

3　職業能力開発研究学域においては、2に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練の教科ごとに適切な科目を追加することとする。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、次の各表の教科の科目又は訓練科ごとに通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、二年とし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練（職業能力開発研究学域における訓練を除く。）を行う場合の標準の訓練期間は、一年以上二年未満の適切な期間とする。

四　訓練時間

1　標準の総訓練時間は、三千六百時間とし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練を行う場合の標準の総訓練時間は、千八百時間以上三千六百時間未満の適切な時間とする。

2　職業能力開発総合大学校の長が定める科目の総訓練時間は、百四十時間以上とする。

3　通信制訓練以外の職業訓練指導員等を対象とする訓練を行う場合の訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、㈠の表の訓練時間の欄、㈡の表の訓練時間の欄及び㈢の表の訓練時間の欄に定めるとおりとし、総合課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者を対象とする訓練を行う場合の教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、㈠の表の訓練時間の欄及び㈡の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

4　通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、次の各表の訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の二十パーセントに相当する時間とする。

⑧　施設・設備管理学（新設）
2　実技
①・②　（略）
③　調理実習
④　食品実験
⑤　外国語会話（新設）